

街づくり推進会議委員を募集

都市計画課 ☎775-7629

☎775-9906

市民・事業者・市の三者協働による街づくりについて、市長への提案や、調査・審議をするため「上尾市街づくり推進会議」を設置しています。この会議で市民の皆さんの意見を反映させるため委員を募集します。

☎応募日現在、次の①～④の全てに該当する人①市民・事業者・市の三者協働による街づくりに理解と関心がある②市内に住所がある20歳以上③国、地方公共団体の議員または常勤の公務員ではない④平日に開催される会議に出席できる(年3回程度) 定3人以内 〔任期〕10月(予定)から2年間 〔報酬〕市の規程で定める委員報酬額 甲応募用紙(都市計画課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、小論文(題目「地域コミュニティの活性化に必要なく」(800字以内)を添えて、7月31日(木)まで(必着)に郵送(〒362-8501本町3-1-1)またはメール(☎s351000@city.ago.jp)で都市計画課へ ※提出書類は返却しません。書類選考の上、結果を9月8日(月)までに応募者全員に通知します。

子育て応援サイト「ママフレ」をご利用ください

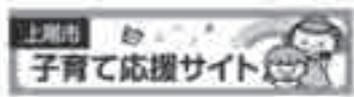
子ども支援課 ☎775-5120

☎774-5342

子育て応援サイト「ママフレ」を公開しています。妊娠・出産・子育てに関する情報を「届出」「健康」「おかね」「あずける」「学ぶ・出かける」「相談」「病院・救急」に分類し、分かりやすく提供しています。市ホームページのトップページにあるバナーから利用してください。QRコードからスマートフォンでも利用できます。



QRコード



市ホームページにあるバナー

国民年金保険料免除制度・若年者納付猶予制度

保険年金課 ☎775-5137

☎775-9827

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、

申請により保険料の納付が免除・猶予になる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用してください。

保険料免除制度

保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部が免除される「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。

☎次の①～⑥のいずれかに該当する人(学生を除く)①本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下②天災や失業などにより納付が著しく困難③生活保護法による生活扶助以外の扶助などを受けている④地方税法上の障害者または寡婦で、前年の所得が一定額以下⑤東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被災者⑥特別障害給付金を受けている

若年者納付猶予制度

30歳未満で本人と配偶者の所得が一定額以下の人は、承認されると保険料が猶予されます。

☎本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の人、または右記の②～⑥のいずれかに該当する人

共通事項

【承認の効果】①承認期間は老齢基礎年金の受給に必要な期間(最低25年)に含まれる②障害・遺族基礎年金の受給対象期間になる ※保険料の一

部を免除された場合、免除後の保険料を納付しない月は「未納期間」になります。③年金額に一部反映される ※若年者納付猶予制度は、年金額への反映はありません。【申請

できる期間】申請日の2年1ヵ月前から平成27年6月分 甲年金手帳、

印鑑、雇用保険の受給資格者証や離職票の写し(申請理由が失業の場合)、所得(課税・非課税)証明書(転入などの理由で申請する年度の所得情報が上尾市で確認できない人)

【追納】承認期間の保険料は10年までさかのぼって納付できます。 ※3

年度目を経過した期間の追納には加算金が付きます。 甲直接、保険年金課(現年度に限り、各支所・出張所でも申し込み可)へ ※継続審査の対象者でない人は、毎年申請が必要です。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

福祉総務課 ☎775-5118

☎775-9846

☎775-5120

☎774-5342

子ども支援課

両給付金の申請期間が次のとおり決定しました。【広報あびお】6月号、市ホームページにも制度・申請方法などを掲載しています。【申請期間】8月1日(金)～11月4日(火)

※支給対象になる可能性がある世帯には7月中旬に申請書請求はがき(臨時福祉給付金)・申請書(子育て世帯臨時特例給付金)を送付予定です。原則、郵送で申請してください。

■申請についての問い合わせ／上尾市臨時給付金コールセンターフリーダイヤル 0800-805-7511 (7月1日(火)～11月4日(火)9～17時(土)(祝を除く))

■制度についての問い合わせ／厚生労働省の2つの給付金専用ダイヤル 0570-037-192

児童館の指定管理者を募集

青少年課 0776-24488
0776-2117

市内16施設で指定管理者制度を導入し、管理運営を行っています。児童館アッピランドと児童館こども城は平成22年4月から指定管理者を指定し、平成27年3月31日までの5年間を指定期間としています。平成27年4月からの児童館アッピランドと児童館こども城の管理運営を行う指定管理者(法人その他の団体)を募集します。 申指定管理者募集要項(7月1日(火)から青少年課へ上町2-14-19上尾市青少年センター2階)で配布。市ホームページからダウンロードも可)にある申請

書に必要事項を記入し、7月30日(火)～8月1日(金)に直接、青少年課へ ※詳しくは、指定管理者募集要項をご覧ください。

全国消費実態調査にご協力を

総務課 0775-4989
0775-9819

総務省では、今年9～11月に平成26年全国消費実態調査を行います。この調査は、国民生活を家計の面から把握して、各種行政施策や消費・経済分析のための基礎資料にするもので、市内の20調査区が対象になっています。対象になった世帯には、全国消費実態調査員証を携帯した統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。なお調査内容は統計の目的以外に使用することはありません。

あげおワールドフェア2014 スタッフ・参加者募集

AGA事務局 0780-2468
0775-9819 office@aga-world.com

毎年、およそ30カ国が参加する「あげおワールドフェア」の企画・運営のボランティアスタッフと、ワールドフェアに出展する個人・団体を募集します。 010月13日(祝) 01上

尾市文化交流センター 02国際交流やイベントの企画に興味のある人、国際的な活動をしていて活動紹介・広報に興味のある人 ※外国語が話せなくても問題ありません。 申直接か電話、ファクスまたはメールで上尾市国際交流協会(AGA)事務局(市役所第三別館1階、毎週(木)10～16時)へ



昨年のあげおワールドフェア

市長へのはがき — あなたの声を市政に —

広報広聴課 0775-4918
0776-8873

市民の皆さんと協働によるまちづくりを進めるため、市に対して感じていることや、望むことなどを「市長へのはがき」でお聞かせください。 昨年度は、249件の貴重な意見を頂きました。意見の内訳は、環境・安全・みどりに関するものが74件、教

育・文化・スポーツ関係が41件、健康・福祉・医療関係が39件、まちづくり・基盤整備関係が29件、行財政・窓口接遇に関するものが24件、産業・経済関係が9件、保険・年金・税・証明関係が4件、その他が29件でした。このうち、市ホームページから電子メールで送られたものは90件でした。

「市長へのはがき」は、市役所1階総合案内、各支所・出張所、図書館、市民体育館、上尾市文化センター、上尾市コミュニティセンター、イコ上尾に設置しています。

特別児童扶養手当の申請

障害福祉課 0775-5123
0776-8872

02おおむね次の①～③のいずれかに該当する20歳未満の子ども(施設入所者・公的年金受給者を除く)を監護している父母か養育者(所得制限あり) ①身体障害者手帳1～3級・4級の一部の障害、または重度の内科的疾患がある ②療育手帳の判定がA・A・Bである ③精神障害などで ①②と同程度である 【支給額(月額)】 重度／4万9,900円、中度／3万3,230円 ※詳しくは、障害福祉課へ問い合わせてください。土曜日は受け付けできません。

7月19日(土)は本庁舎と上尾駅・尾山台出張所の業務を休業

行政経営課 ☎775-39963
 ☎776-88873
 市民課 ☎775-51228
 ☎775-98827

市役所本庁舎1階・2階(市民税課、納税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・5階(子ども支援課、保育課に限る)の窓口と上尾駅・尾山台出張所は、土曜日も業務を行っています。7月19日(土)は定期清掃のため業務を休みます。

児童扶養手当の申請・ひとり親家庭等医療費の助成

子ども支援課 ☎775-51220
 ☎774-53342

●児童扶養手当

父または母と生計を別に行っている児童を育成している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉を増進させるための制度です。☎おおおね次の①～⑦のいずれかに該当し、18歳の誕生日の属する年度末までの児童(一定の障害がある児童の場合には20歳未満)を監督・保護・養育している父または母もしくは養育者で公的年金を受給していない人(所得制限など一定の要件あり)①父母が

離婚した②父または母が死亡した③父または母が重度の障害の状態にある④父または母に1年以上遺棄されている⑤父または母が裁判所からDV保護命令を受けた⑥父または母が法令により1年以上拘禁されている⑦母が婚姻によらず出産した【支給額】左表のとおり

児童数	支給額(月額)	
	全部支給	一部支給
1人	4万1,020円	4万1,010～9,680円
2人	4万6,020円	(4万1,010～9,680円)+5,000円
3人以上	1人につき3,000円を加算	

●ひとり親家庭等医療費

医療費の一部を支給することで、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、福祉を増進させるための制度です。☎次のいずれかに該当する人(所得制限や年齢要件などあり)①児童扶養手当受給資格者(前記、児童扶養手当を参照)②①以外のひとり親家庭の父または母もしくは養育者と児童【助成額】入院・外来などの各医療保険制度の自己負担額と入院時食事療養標準負担額の2

分の1

※児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成の申請に必要な書類は、申請者の状況によって異なります。事前に子ども支援課へ問い合わせてください。

市政相談委員制度をご利用ください

広報広聴課 ☎775-4918
 ☎776-88873

市政に対する苦情を市政相談委員が受けて、公正・中立的な立場で処理します。行政の制度に問題がある場合は、市に改善や是正を促します。☎市政に対する苦情(原因になった事実があった日から1年以内のものに限る)で、直接利害関係がある人 甲市役所、各支所・出張所、主な公共施設にある「苦情申立書」に記入して、直接または郵送で広報広聴課(〒362-8501本町3-1-1)か各支所・出張所へ

市町村職員採用合同説明会

彩の国さいたまづくり ☎664-66681
 広域連合人材開発部 ☎664-66667

☎7月10日(木)13～18時(入場は17時まで) ☎さいたまスーパードーム ナ 内自治体ごとのブースで、人事担当者から特色や本年度の職員採用

試験の状況、仕事の内容などを聞く ☎市町村職員志望者 ※詳しくは彩の国さいたまづくり広域連合ホームページ(☎http://www.hitozukuri.or.jp/navi/event/)をご覧ください。

「上尾市緊急医療情報キット」を配布しています

消防本部警防課 ☎775-1312
 ☎775-2230
 高齢介護課 ☎775-51224
 ☎776-88872
 障害福祉課 ☎775-51222
 ☎775-88872

65歳以上または障害のある人のうち、希望者に「上尾市緊急医療情報キット」を無料で配布しています。これは万一の災害や急病に備え、医療情報を記入した用紙を筒状の容器に入れて家庭の冷蔵庫で収納し、緊急時に役立てるためのものです。配布は1世帯1個に限ります。☎市内に住所があり、65歳以上または障害のある人 甲65歳以上の人は本人確認ができる物(運転免許証・保険証など)、障害のある人は交付されている手帳を用意して直接、各消防署・分署、高齢介護課、障害福祉課、各支所・出張所へ ☎65歳以上の人/消防本部警防課・高齢介護課、障害のある人/障害福祉課

市長 キラリ 通心



井蛙は以って海を語るべからず

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
庭木の緑もすっかり色が深まり、本格的な夏の到来を感じさせますが、いかがお過ごしでしょうか。
今月は平成6年度から継続してきた中学生海外派遣事業があり、市内の中学3年生22人が、はるかオーストラリア・ロッキャーバレー市へと旅立ちます。この事業は、未来を担う子どもたちに、豊かな国際感覚と将来の国際社会貢献に必要な資質を培ってもらおうという趣旨で毎年開催されています。
中国の思想家である荘子の言葉に「井蛙は以って海を語るべからず、虚に泥めばなり」(「井の中の蛙大海を知らず」という諺の原典)というものがありますが、子どもたちには「井」(上尾)を飛び出して、大きな世界を肌で感じてきてほしいと思っています。
海外派遣事業の20年の間に、450人を超える中学生が参加してきましたが、現地では行政・議会・学校、そしてホームステイ先の皆さまの配慮により、

安心・安全に事業が実施されています。また本市の周年記念式典時には、来賓としてスティーブ・ジョーンズ ロッキャーバレー市長に出席いただくなど、両市の友好関係が築かれてきました。そこで、今後両市は、教育交流の継続・推進を主軸として、さまざまな分野での交流に向けてその発展に努め、友好関係をより強固なものとしていくために「友好都市協定」を締結する運びとなりました。

あらためてジョーンズ市長についてご紹介しますと、2004年から旧ガトン市長を務められ、2008年に現在のロッキャーバレー地方議会が発足した時に初代市長に選出されました。ロッキャーバレーのまちは2011年1月の洪水により2,798戸の住居が浸水するなどの大きな被害を受けました。そんな中、ジョーンズ市長は冠水した地区に自らトラックを運転して取り残された住民の救助に向かったことや、歴史に残る高台移転を実施するなどの優れたリーダーシップを発揮し、今も続く復興を指揮してきました。それらの功績により、2013年には名誉あるオーストラリア・デイ表彰を受け、勲位も授けられています。
友好都市協定の締結式はロッキャーバレー市側で開催いただけることとなったため、私も中学生海外派遣事業に合わせて訪問したいと考えています。南半球は冬ですが、皆さんを代表して上尾の“ほっと”を届けてこようと思っています。

上尾平方線電線共同溝工事

道路課 ☎775-9049・☎775-9906

地震などの自然災害に対する道路防災機能を強化するため、春日神社前から鴨川までの約420m区間(下図参照)で、道路の南側部分に電線共同溝を整備します。また北側部分は各家庭への引込管などを各企業が整備します。工事期間中は安全対策など十分に配慮しながら工事を進めますので、ご協力をお願いします。 ☎8月~平成27年3月まで(予定)



第46回 上尾市美術展覧会作品募集

生涯学習課 ☎775-9496・☎776-2250

10月21日(火)~26日(日)に、上尾市コミュニティセンター、上尾市民ギャラリーで行われる「第46回上尾市美術展覧会(市展)」に出品する作品を募集します。全部門とも作品は未発表のものに限ります。

【募集部門】日本画、洋画、立体造形、工芸、書、写真の6部門 ※作品の規格・点数などは生涯学習課へ問い合わせるか「市展開催要項」(生涯学習課、各支所・出張所・公民館にある)を参照してください。 ☎市内に在住・在勤・在学の15歳以上の人、または市内の美術団体に所属している人 ☎9月1日(月)~26日(金)17時まで(必着)に所定の出品申込書(「市展開催要項」にある。市ホームページからダウンロードも可)を、直接か郵送またはファクスで生涯学習課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※ファクスの場合は送信後、必ず生涯学習課へ電話で受信されたことを確認してください。 **【搬入】**10月18日(土)9時30分~15時に直接、市コミュニティセンター(書の部だけ市民ギャラリー)へ

肺がんの個別検診

西保健センター ㊟774-14411

㊟776-73355

7月から肺がん・結核検診が市内医療機関で受診できます。時7月

1日(火)～11月30日(日) ㊟胸部X線

検査(問診結果により喀痰検査を追加) ㊟上尾市に住民登録している

40歳以上の人(集団検診を受診または受診予定の人を除く) ※重複して受診した場合は検診費用を実費請求します。肺や呼吸器の病気で自覚

症状がある人、治療中・経過観察中の人は検診できません。㊟X線検査800円、喀痰検査400円 ※70歳以上

の人・市県民税非課税世帯の人・上尾市国民健康保険加入者・後期高齢者医療保険加入者・生活保護世帯の

人は、受診時に各種証明などで確認できた場合、X線検査の費用が無料になります。【受診の手順】①7月

1日(火)～10月31日(金)に東・西保健センター、保険年金課、各支所・出張所・公民館へ申し込む②2～3週間後に受診券と実施医療機関一覧が

郵送される③実施医療機関に電話で予約 ※終了間近になると予約が取りづらくなる場合がありますので、

余裕をもって受診してください。④受診券と各種証明などを用意して受

診 ※自己負担がある人は医療機関窓口で支払ってください。⑤検診結果を医療機関で確認

花火・火遊びによる火災の防止

消防本部予防課 ㊟775-1314

㊟775-2230

花火は楽しく安全に

火災などの災害や事故が起こらないよう次の点に注意して、夏の楽しい思い出にしましょう。子どもだけで花火をさせない／風の強い時は花火をしない／広く安全で、燃えやすい物が付近にない場所を選ぶ／後始末用の水バケツを用意する

火遊びによる火災の防止

子どもの火遊びによる火災は、目に付かない場所で発生することが多く、発見が遅れると火災が大きくなる場合があります。大人が次のような点に注意を払い、子どもの年齢に応じた指導をしましょう。子どもだけで火を取り扱わせない／火遊びをしているのを見つけたら注意する／ライターなどを子どもの手の届く所に置かず、触らせない環境をつくる



第4回キラリ☆あげおご当地グルメ祭り

出店者募集

商工課 ㊟777-4441・㊟775-5024

上尾産の農産物や市内企業で製造された食材を使ったグルメを模擬店で提供し、あなたが考える「上尾グルメ」を紹介してみませんか。来場者に1食につき投票券を1枚配布して、お気に入りのグルメに投票してもらい上位の出店者を表彰します。時11月8日(土)10時～15時30分 所ゆりか丘公園 ㊟市内外で営業している店または団体 費5,000円(共益費分) 定5組(審査の上決定)

【出展規格】1テント(1.5間(2.7m)×2間(3.6m)) ㊟所定の用紙(上尾商工会議所(二ツ宮750)または商工課(上尾市プラザ22内)にある。市ホームページまたは上尾商工会議所ホームページ(㊟http://www.ageocci.or.jp/)からダウンロードも可)に必要事項を記入して、8月8日(金)までに直接、キラリ☆あげおご当地グルメ祭り実行委員会(商工課内)へ



1位・上尾串ギョウザ



2位・小松菜元気うどん



3位・上尾産卵のブルーベリーソースプリン

介護保険

65歳以上の皆さんへ

高齢介護課 ☎775-5127・☎776-8872

7月上旬に介護保険料納入通知書を郵送

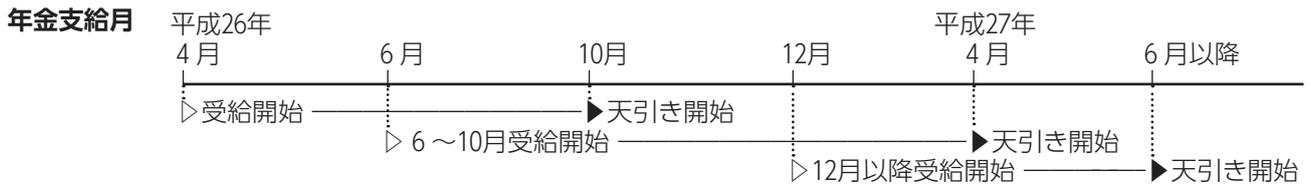
第1号被保険者(65歳以上)の皆さんへ「介護保険料納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。

平成26年度中に65歳を迎え、老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障害年金の受給が当該年度から始まる人は、平成26年度の介護保険料は普通徴収(納付書<コンビニでの納付可>か口座振替)で納付し、平成27年4月以降に特別徴収(年金天引き)が始まります(図1参照)。

第2号被保険者(40~64歳)は加入している健康保険の保険料と一緒に納めることになっています(図2参照)。

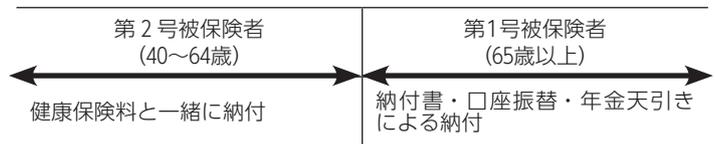
【図1】年金天引きの開始時期

年金(年額18万円以上)の受給開始が4月の人は、10月から介護保険料の年金天引きが開始されます。また年金の受給開始が6・8・10月の人は平成27年4月から、12月以降の人は平成27年6月以降から天引き開始になります。
※受給手続き時期により、下記のとおりにならない場合があります。



【図2】介護保険料の納付方法

第1号被保険者の保険料は高齢介護課へ、第2号被保険者の保険料は加入している健康保険組合へ直接問い合わせてください。



介護保険料Q&A

Q 保険料は、なぜ納めなければならないのですか？

A 介護保険制度では、40歳以上の全ての人が保険料を納めることになっています。皆さんが負担する保険料で介護保険事業を運営しています。介護が必要となったときに安心して利用するためにも保険料の納付は大切です。保険料を滞納すると介護サービス利用のときに、給付を制限することがありますので、注意してください。

Q 年金天引きになっていますが、4・6月の保険料はどのように決まるのですか？

A 保険料決定前の期間を仮徴収期間とし、基本的に2月と同額を天引きし、7月の保険料決定後に年額を8月以降の期間で調整します。

Q 年金天引きされていますが、口座振替に変更するにはどうすればいいですか？

A 介護保険料が年金天引きになっている人は、口座振替に変更することはできません。後期高齢者医療保険料とは仕組みが異なりますので、注意してください。

保険料の納付相談

介護保険料の納付で困ったときは、高齢介護課へ相談してください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

保険年金課 ☎775-5125
☎775-9827

保険料率が改定

後期高齢者医療保険料の保険料率は、2年ごとに決定します。平成26・27年度の埼玉県の新しい保険料率が決まりました(表1参照)。平成26年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通知書を、7月中旬に郵送します。

保険料は、全ての被保険者に掛かります。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割」と、所得に応じた負担する「所得割」の合計で計算します。均等割額と所得割率は、県内均一です。平成26年度から年間保険料額の上限は57万円になりました(平成25年度までの上限額は55万円)。

表1 保険料率の比較

区分	平成24・25年度	平成26・27年度	増減
均等割	41,860円(年間)	42,440円(年間)	580円増(年間)
所得割	8.25%	8.29%	0.04%増

新しい保険証を7月下旬に郵送

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は8月1日(金)に更新になるため、新しい保険証を7月下旬に郵送します。有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

保険証には、医療機関などで受診する時の窓口負担割合が記載されています。この割合は、世帯状況と平成25年中の市・県民税の課税標準額に応じて判定します(表2参照)。現役並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した再判定の基準が設けられています(表3参照)。具体的な申請手続きについては、該当者へ別途通知します。

表2 負担割合を判定する所得基準

区分	医療機関の窓口負担割合	市・県民税課税標準額
一般・低所得者	1割	145万円未満
現役並み所得者	3割	145万円以上

※一般所得者とは住民税課税世帯、低所得者とは住民税非課税世帯です。
※負担割合は、同一世帯に属する被保険者だけの所得で判定します。

表3 負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	負担割合
被保険者が2人以上	各被保険者の収入額合計が520万円未満	1割
被保険者が1人	383万円未満	
被保険者が1人 (同一世帯内に70~74歳の人がいる)	他の世帯員(70~74歳の人)を含めた収入が520万円未満の人がいる)	

限度額適用認定証の申請を

後期高齢者医療保険加入者で住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請ができます。医療機関窓口で「限度額適用認定証」や「標準負担額減額認定証」を提示することで入院した時の支払いが減額されます。
※差額室料などの保険診療外は別途負担が必要です。甲後期高齢者医療被保険者証を用意して直接、保険年金課へ ※事前に電話で発行可能か確認することができます。

■更新手続き

限度額認定証は毎年8月1日に更新

新になります。すでに発行され、交付要件を満たす人には新しい限度額認定証を7月下旬に郵送します。
※同一世帯内に住民税が課税されている人や未申告の人がいる場合は申請できません。



国民健康保険加入者の皆さんへ

保険年金課(資格課税)(国保給付)
☎782-6471
☎775-5136
☎775-9827

新しい高齢受給者証(藤色)を7月下旬に郵送

国民健康保険(国保)高齢受給者証(藤色)は、8月1日(金)に更新になりますので、新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限が過ぎた高齢受給者証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。医療機関にかかる場合は、国保被保険者証(国保保険証)と高齢受給者証の両方を提示してください。

■負担割合

国保加入者は70歳の誕生日の翌月（1日生まれの場合は誕生日）から75歳の誕生日の前日までは、高齢受給者証を医療機関などの窓口で提示することで、負担割合が2割（誕生日が平成19年4月1日までの人は1割）または3割になります。負担割合を判定する所得基準は表1のとおりです。負担割合の判定は、同一世帯にいる70～74歳の国保加入者の所得を基に行うため、同一世帯の人は同じ負担割合になります（条件により同一世帯内でも負担割合が異なる場合があります）。※75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に加入することになります。

表1 負担割合を判定する所得基準

区分	医療機関の窓口負担割合	市・県民税課税標準額
一般・低所得者	2割（誕生日が平成19年4月1日までの人は1割）	145万円未満
現役並み所得者	3割	145万円以上

表2 負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	負担割合
70～74歳の国保加入者が2人以上	該当者の収入合計が520万円未満	2割（誕生日が平成19年4月1日までの人は1割）
70～74歳の国保加入者が1人	383万円未満	
70～74歳の国保加入者が1人、かつ同一世帯内に後期高齢者医療制度に移行した旧国保加入者がいる	後期高齢者医療制度に移行した旧国保加入者を含めた収入合計が520万円未満	

現役並み所得者（3割負担）でも収入を考慮した再判定の基準が設けられています（表2参照）。該当する人は国保保険証、高齢受給者証、確定申告書の写しなど収入の分かる物（公的年金以外の収入がある人）を用

意して直接、保険年金課へ申請してください。※同一世帯内の70歳以上の人が国保に加入・脱退した時や、所得額などの変更があった時は、負担割合をさかのぼって変更することがあります。

年金天引きから口座振替への変更

国民健康保険料の支払い方法が特別徴収（年金天引き）の人は、口座振替に変更できます。支払い方法は7月上旬に発送する納税通知書で確認してください。年税額は変わりません。手続き後、年金天引きを中止するまでに3～4月かかるため早めに手続きしてください。

※支払い方法を口座振替に変更した後、残高不足などにより引き落としができなかった場合は年金天引きに戻すことがあります。

※社会保険料控除は年金天引きの場合、年金受給者自身に適用されます。口座振替での支払いの場合、支払った人の社会保険料控除になり、世帯の所得税や住民税が変わることがあります。甲国保保険証、預（貯）金通帳、口座届け出印を用意して直接、保険年金課へ ※郵送での手続きを希望する人は保険年金課へ連絡してください。

国保税の減免制度

災害その他特別な事情で国保税が

納められなくなった場合、減免申請制度がありますので相談してください。

限度額適用認定証の申請を

月ごとの医療費（差額室料・食料代・保険診療外医療などを除く）が自己負担限度額を超えた場合に、限度額適用認定証を提示すると、医療機関窓口での支払いが限度額までになります（限度額は世帯の所得に応じて異なる）。現在発行されている認定証は7月31日（木）で有効期限が切れるため、必要な人はあらためて申請が必要です。乙国民健康保険加入者（70歳未満は国保税完納者、70歳以上は住民税非課税世帯）甲国保保険証を用意して直接、保険年金課へ ※別世帯の人が申請する場合、委任状が必要になります。

※70歳以上で一般・現役並み所得者の人には、高齢受給者証が限度額適用認定証と同様の効力があります。

